

町田市住居表示整備審議会

2019年(平成31年)2月15日

町田市都市づくり部土地利用調整課

2018年度第1回 町田市住居表示整備審議会 会議録

[開催日時] 2019年2月15日(金) 13時30分～14時30分

[開催場所] 町田市庁舎2階 2-4会議室

[出席状況] 1号(市議会の議員):白川委員、田中委員

2号(市の副市長):木島委員

3号(学識経験者):中田委員[会長]

4号(公共団体等の役員):大滝委員[副会長]、山内委員、石坂委員

小島幹事(政策経営部長)、堀場幹事(財務部長)、今野幹事(市民部長)、

萩野幹事(都市づくり部都市整備担当部長)

事務局職員3名

[公開又は非公開] 公開

[傍聴者] 1名

[議題] ①住居表示を実施する区域について

②①で定める区域の町の区域について

③②で定める区域の町の名称について

[結果] すべて原案のとおり可決

[議事]

1. 会長及び副会長の選任

委員の互選により、中田委員を会長、大滝委員を副会長とする。

2. 諮問事項

■事務局より諮問事項について説明

■質疑

中田会長： 議論をする前に、この案を作成するに至った背景と藤の台団地全体を住居表示区域とした経緯を事務局から説明いただきたい。

事務局： 2017年10月から市民懇談会を立ち上げ、議論を重ねてきた。藤の台団地は、金井町と本町田に跨っており、金井町の部分だけ住居表示すると団地の一体性を損なうという認識は初期のころにもあった。そこで、藤の台団地の自治会・管理組合の代表者にも懇談会に参画して頂き、今回の事業に合わせ藤の台団地全域を住居表示することにまとまった。

白川委員： 町内会・自治会（以下「町内会等」という）に加入していない者への周知等はどのようになっているのか。また、町名決定についての具体的なプロセスはどのようなものだったか。

- 事務局 : 今回は、小川・鶴間地区での反省も踏まえ、住所整理事業ニュースを地区内の全戸に配布し周知を図った。
町名決定までの具体的なプロセスとしては、2018年3月13日から2018年4月13日まで、町名の公募を行った。頂戴した185件の内、金井町については、152件、77案を頂戴し、得票数の多い12案、金井ヶ丘、金井町、金井南、金井本町、学園金井、本金井、金井坂、金井八幡、金井東、金井中央、玉川金井、元金井を市民懇談会の各会員が地元町内会等に持ち帰り、検討し、同年7月12日の懇談会で議論の結果、金井ヶ丘となった。
藤の台団地についても同様に、185件中、36件、26案を頂戴し、得票数の多い6案、藤の台、金井西、新町田、虹が丘、藤の台団地、本町田を各会員が地元町内会等に持ち帰り、検討し、同年7月12日の懇談会で議論の結果、藤の台となった。
- 白川委員 : つまり、多数決などではなく、懇談会での話し合いの結果、これらの案になったということによいか。
- 事務局 : その通りである。
- 白川委員 : もう一点、住所整理事業ニュースを見ると藤の台の区域は、藤の台一丁目1番～というような表記が想定されるとあるが、これはなぜか。1番は省けないのか。
- 事務局 : 町名としては藤の台一丁目までで一つの町名となる。制度的に、そのあと街区番号である「1番」が続く形になる。将来、街区の形態が変化することも想定すべきであり、省くことは難しい。
- 白川委員 : 難しいというのは、何か工夫すればできるということか、制度的に無理ということか。
- 事務局 : 本地においては、制度的に無理と考える。
- 白川委員 : であると、2街区では藤の台二丁目1番～ということになるのか。混乱を招かないか。
- 事務局 : その点について、二丁目では北東の角が自動車販売店であるので、そこを1街区とし、住棟の区域は2街区する、三丁目では、学校や幼稚園を1街区、2街区とし、住棟の区域は3街区とする想定で、混乱が生じないようにしたい。
- 中田会長 : 国の指針では、団地の場合、住棟に街区を割り当てるという方法も一応存在するが、本地の現状では住棟以外の施設も存在するので、事務局の提案する方法が合理的と思う。
金井ヶ丘五丁目については、少し不自然にも見えるがなぜこのような形になっているのか。

事務局 : まず、本地は地形的に、小田急線の軌道敷で明確に区切られており、隣接する金井ヶ丘三丁目と一体とするのには無理がある。ところで、本地は学校法人の敷地である。今回のケースの場合、制度上は南側の玉川学園六丁目に編入することもあり得るが、本地に存する学校法人は玉川学園とは別の学校法人なので、これは適当でないと判断した。また、同学校法人への来校者は主に鶴川駅を利用していることもあり、玉川学園駅が最寄りであるような印象の町名には変更すべきでないと思う。町名の流れについては、鶴川街道に沿って一〜四丁目を配するのが分かりやすいので、本地を五丁目とした。

田中委員 : 確認だが、五丁目はその学校法人だけが存在するということではないのか。また、当該学校法人の同意は得ているのか。

事務局 : 本地に存在するのは当該学校法人だけである。同法人に同意を求めているが、住所整理事業ニュースは配布しており、その上で特段の意見は寄せられていないので、内容については了承いただいているものと考えている。

中田会長 : 念のため、当該学校法人に直接意向の確認をした方が良い。

事務局 : 了解した。

中田会長 : 金井ヶ丘の「ヶ」の字はどのような表記なのか。また、町田市内の「ヶ」の表記はどの様になっているか。

事務局 : 「ヶ」は小さいヶである。市内では、成瀬が丘のみひらがなで表記し、外は「ヶ」で表記する。「ヶ」での表記はない。

中田会長 : 住所整理事業ニュースを全戸配布したということだが、どのような方法で配布したのか。

事務局 : 地区内の各戸にポスト投函した。町内会等を経由する方法だと未加入者への到達を担保できないので、直接投函とした。

■事務局案の可決

中田会長 : それでは、当審議会は原案どおり可決したということでよいか。

(異議なし)

中田会長 : それではそのように市長には答申する。

閉会